

太陽光発電事業における本市環境アセスメント手続きの流れ

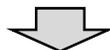
「環境配慮書」手続き

事業立地選定の段階【計画段階環境配慮書】

- 事業者が事業の立地や施設配置に関する複数の計画案の作成
- 既存資料に基づき、事業予定地周辺の環境の状況を把握
- 事業者が計画案ごとの環境影響について予測・評価



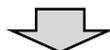
【環境配慮書に対する住民・審査会の意見 → 市長意見発出】



環境影響評価項目の選定【方法書】

- 事業予定地周辺の環境や事業の特性に応じて、環境影響評価(調査・予測・評価)する項目を絞り込み

【方法書に対する住民・審査会の意見 → 市長意見発出】



環境影響評価の実施【準備書・評価書】

- 調査
事業予定地周辺の環境の現況について、既存資料調査や現地調査などを実施
- 予測
調査結果を踏まえ、事業による環境への影響について予測
- 環境保全措置の検討
予測結果に基づき、環境の影響を回避・低減するための対策を検討
- 評価
これらの結果を踏まえ、環境への影響が最大限に回避・低減されているか等进行评估

【準備書に対する住民・審査会の意見 → 市長意見発出】

※準備書を修正した「評価書」の公告(工事着工可)



事後調査の実施【事後調査報告書】 ※工事着工後

- 工事中や供用時の環境を調査し、予測・評価結果の検証等を行う

条例に基づく「方法書」「準備書・評価書」「事後調査」の手続き